

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 10 月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600167号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600152号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑪までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑪までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月2日
② 平成15年12月16日
③ 平成16年8月2日
④ 平成16年12月16日
⑤ 平成17年8月2日
⑥ 平成17年12月16日
⑦ 平成18年8月1日
⑧ 平成18年12月14日
⑨ 平成19年8月9日
⑩ 平成20年12月15日
⑪ 平成21年7月31日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る賞与が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

別表の第1欄に掲げる請求期間①、③、⑩及び⑪については、A社から提出された平成15

年分、16年分、20年分及び21年分の給与明細入力一覧表及び退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びにB銀行から提出されたC調書により、請求者は、同社から賞与を支給され、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、別表の第1欄に掲げる請求期間②、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、A社から提出された平成15年分から19年分までの給与明細入力一覧表及びB銀行から提出されたC調書により、請求者は同社から賞与（当該賞与に見合う標準賞与額は別表の第2欄のとおり）を支給され、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間②、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、上記給与明細入力一覧表で確認できる賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与額に見合う 標準賞与額	保険料控除額に 見合う標準賞与額	標準賞与額
① 平成15年8月2日	39万8,000円	39万8,000円	39万8,000円
② 平成15年12月16日	42万3,000円	42万4,000円	42万3,000円
③ 平成16年8月2日	41万6,000円	41万6,000円	41万6,000円
④ 平成16年12月16日	41万6,000円	41万7,000円	41万6,000円
⑤ 平成17年8月2日	46万5,000円	46万6,000円	46万5,000円
⑥ 平成17年12月16日	50万6,000円	50万7,000円	50万6,000円
⑦ 平成18年8月1日	44万7,000円	47万8,000円	44万7,000円
⑧ 平成18年12月14日	47万6,000円	47万7,000円	47万6,000円
⑨ 平成19年8月9日	39万3,000円	39万4,000円	39万3,000円
⑩ 平成20年12月15日	49万2,000円	49万2,000円	49万2,000円
⑪ 平成21年7月31日	37万5,000円	37万5,000円	37万5,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600288号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1600001号

第1 結論

昭和46年3月24日から昭和51年12月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年3月24日から昭和51年12月30日まで

A社で勤務していた昭和46年3月24日から昭和51年12月30日までの期間について、脱退手当金の支給を受けた記録となっているが、請求したことももらったこともないので、請求期間について脱退手当金を受給していない記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、脱退手当金を受給した記憶がないと主張しているが、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和52年2月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社を退職後、昭和61年4月19日に厚生年金保険に加入するまで公的年金の加入歴がない請求者が、請求期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。